

令和 8 年 6 月 2 日

旅券（パスポート）手数料の改定

- 1 2026 年 5 月 22 日、改正旅券法施行令が公布されました。同政令は、5 月 7 日に公布された改正旅券法に基づき、旅券の手数料額を定めるものです。旅券の新しい手数料額は、これらの法令の施行日である令和 8 年（2026 年）7 月 1 日午前 0 時（日本時間、フランス時間とも）以降の申請分から適用されます。
- 2 旅券発給の手数料額は、オンライン申請の場合、18 歳以上向けの有効期間が 10 年の旅券は現行の 15,900 円から 8,900 円に、18 歳未満向けの有効期間が 5 年の旅券は、現行の 12 歳以上 10,900 円及び 12 歳未満 5,900 円が双方とも 4,400 円に引き下げられます。詳細は次の外務省ホームページに掲載していますので、ご確認ください。当事務所におけるユーロによる手数料額については、7 月 1 日以降に、当事務所ウェブサイトの【領事手数料】のページに掲載予定です。

○外務省 HP

(リンク先：https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/pss/pagew_000001_02493.html)

- 3 今回の手数料の改定に伴い、本年 7 月 1 日以降に旅券の発給を申請する方が大幅に増加し、旅券の交付までに通常よりも時間を要する可能性があります（注）。7 月に旅券の更新等が必要な方は、十分に時間的余裕をもって申請するよう、ご注意ください。
※注：外務省ホームページ（上記 2 のリンク先ページ）では、日本国内で申請する場合、7 月 1 日以降当面の間は約 4 週間（通常時は約 2 週間）を要する旨の記載がありますが、海外で申請する場合は、5～6 週間（通常時は 3～4 週間）程度を要する可能性があります。
- 4 また、外務省では、今回の旅券手数料の改定についての問合せに応じるため、6 月 1 日から 8 月 31 日まで、【パスポート相談特設ダイヤル】（電話相談窓口）を設置の上、手数料の改定や旅券の作成状況に関する問合せに対応しています。